

令和2年3月10日
出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症に関する取組について

新型コロナウイルス感染症に関して、3月10日の閣議了解及び新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を受け、これまで上陸拒否の対象としていた外国人に加えて、3月11日午前0時から、当分の間、イラン・イスラム共和国及びイタリア共和国の一部地域並びにサンマリノ共和国に滞在歴がある外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象となります。

- 1 中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関して、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえ、法務大臣は、当分の間、中華人民共和国、大韓民国、イラン・イスラム共和国のそれぞれの一部地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当するものとして、上陸を拒否することとしています（注）。
- 2 3月10日の閣議了解及び新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を受け、法務大臣は、上記1に加えて、当分の間、本邦への上陸申請日前14日以内に、以下の地域に滞在歴がある外国人についても、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当するものとして、上陸を拒否することとします。
 - イラン・イスラム共和国アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州
 - イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州及びロンバルディア州
 - サンマリノ共和国の全ての地域
- 3 上記2の措置は、令和2年3月11日午前0時（日本時間）から実施します（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としません）。
- 4 法務省としては、今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止すべく、水際対策を強化していきます。

（注）3月10日現在、上陸拒否の対象としている外国人は以下のとおりです。

- 上陸の申請日前14日以内に以下の地域における滞在歴がある外国人

